

リシュ活事件

商標法 38 条 3 項の使用料相当損害金として売上額の 10% の賠償を認めた事例

大阪地裁平三〇（ワ）一一六七二、リシュ活事件、令三・一・一二判決

参照条文 商標法 四 条 一 項 一 五 号 ・ 三 八 条 二 項 ・ 三 九 条、不正競争防止法 五 条 三 項 五 号

事案の概要

原告 X は、本件商標の商標権者であり、インターネット上に本件商標を掲げたウェブサイトを開設し、求人企業の依頼を受けて、20 代の求職者を対象とした求人広告や就職活動に関する情報を掲載する等のサービスを実施している。被告 Y は、被告標章 1 ～ 8 を使用して求職者向けウェブサービス等を実施している。本件は、X が、Y に対し、被告標章 1 ～ 8 を使用して求職者向けウェブサービス等を実施する行為が本件商標に関する X の商標権を侵害すると主張して、被告標章の使用中止、損害賠償を求めた事件である。

(本件商標)

使用者 原告 X

登録番号 第 4 8 9 8 9 6 0 号

商 標 R e 就 活 (標 準 文 字)

指定役務 第 3 5 類 第 4 1 類

(被告標章)

リシュ活

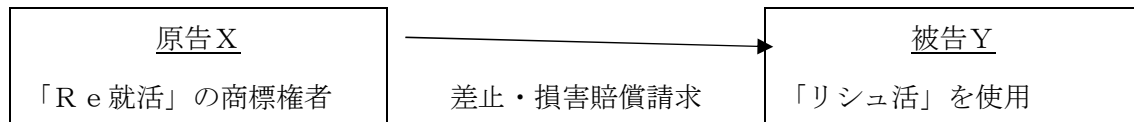
リシュ活



risyu-katsu.jp

twitter.com/risyukatsu

peac.jp/risyu-katsu



判決の要旨

また、原告は、本件商標に係る役務について多数の広告宣伝活動を行っており（甲47ないし270）、前記のとおり、転職希望者の間で本件商標はある程度認知されているといえるが、本件商標は、「通常の時期よりも後に行う就職活動」ないし「再び行う就職活動」という観念を生じるから、通常の時期の新卒採用を希望する学生を対象とする被告役務とは整合せず、被告役務が本件商標に係る役務に関係があると認識させることによる顧客誘引力は、それほど高いものとは考え難い。証拠（乙189）によれば、平成21年度に国内同業他社に対しコーポレートブランド以外の商標について非独占的なライセンスを与える場合の販売高に対する料率をアンケート調査した結果、役務区分第35類の役務に係る商標権については、平均値が3.9%、最大値が11.5%、最小値が0.5%であったこと、訴訟などの和解交渉の場合の変動料率の平均値が0.6%、コーポレートブランドであった場合の変動料率の平均値は1.9%であったことが認められる。

（中略）以上の事情及び侵害行為後に事後的に定める使用料率であることを考慮すると、本件について被告が原告に対し支払うべき使用料相当額は、被告役

務に係る売上額である223万9196円の10%である22万3919円と認めるのが相当である。

解 説

原告は、38条2項（利益相当損害金）と38条3項（使用料相当損害金）の双方を主張しましたが、判決は、前者は売上額よりも経費が多く利益がなかったとして採用せず、後者を採用しました。判決は、本件商標は再就職活動を意味する「Re就活」であるところ、被告は新卒を対象とする就職活動であるから、本件商標の顧客吸引力はそれほど高くなかったと言ひ、また35類の役務の平均ライセンス料は3.9%と認定しているのに、本件は侵害後の事後的な使用料率であるとして、売上額の10%の使用料相当損害金を認めています。